

# 記入例

様式第十二号（第1面）

該当する申請に○を記載する→

新規

更新

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
○○年○○月○○日	
甲府市長	○○○○ 殿
申請者	〒 郵便番号は必ず記入すること
住所	登記簿謄本（個人の申請にあつては住民票）の記載と同一とすること
氏名	株式会社 甲府太郎商会 印 代表取締役 甲府 太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	055-237-1161
※「印」には印鑑証明書と同じ印影の印鑑を捺印すること（申請者が法人の場合）	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	市様式第1号（別添一覧表含む）及び添付様式第1面のとおり
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 郵便番号は必ず記入すること 電話番号
	事業場 〒 郵便番号は必ず記入すること 駐車場等が別にある場合記入すること 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	添付様式第2面のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	添付様式第3面のとおり
※事務処理欄	記入しないこと

○ 提出された情報は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務のみに使用し、その他の目的で使用することはありません。

## (第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合は、その許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市区名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	東京都	当該許可自治体の許可番号を記入
	神奈川県（申請中）	平成〇〇年〇〇月〇〇日 申請
	※ 多数の許可がある場合は、別表を作成すること（様式不問）	
申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
申請者が個人の場合 記載すること		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
こうふたろうしょうかい 株式会社 甲府太郎商会		山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 ※登記簿謄本の記載と同一にすること
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
該当者がある場合記入		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
該当者がある場合記入		
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
こうふ たろう 甲府 太郎	昭和20年12月21日	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号（本籍）
	代表取締役	山梨県甲府市上町601-4（住所）
こうふ いちろう 甲府 一郎	昭和45年11月11日	※住民票の記載と同一にし、漢数字とアラビア
	取締役	数字（1、2…）を記載通りに使い分けること。

## 記入にあたっての注意事項

- ① 商業登記簿謄本、住民票を参考にして記入漏れのないように記載すること。
- ② 法人名、役員名ともに「ふりがな」を必ず記入すること。
- ③ 役員（申請者が法人である場合）の欄には、商業登記簿に記載されている役員全員、及び監査役、執行役、相談役、顧問等を記入すること。

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）			
発行済株式の総数	3,000株	出資の額	3,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日 (代表者名)	保有する株式の 数又は出資金額	本 籍
		割 合	住 所
こうふ たろう 甲府 太郎	昭和20年12月21日	1,500株	山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
		50/100	山梨県甲府市上町601-4
やまなしじろうさんぎょう 株山梨次郎産業	代表取締役 やまなしじろう 山梨次郎 ※法人の場合は代 表者名を記載	1,500株	
		50/100	山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
<p>記入にあたっての注意事項</p> <p>① 商業登記簿謄本、住民票を参考にして記入漏れのないように記載すること。</p> <p>② 株主が法人である場合、生年月日欄には当該法人の代表者名を記入すること。</p>			
令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	
	役職名・呼称	住 所	
該当者がある場合記入			
備考			
<p>1 ※欄は記入しないこと。</p> <p>2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</p> <p>4 都道府県知事が定める部数を提出すること。</p>			
※ 手数料欄			
記入しないこと			

※添付書類一覧を添付すること

添付書類一覧  
(新規・更新)

書類作成責任者	
氏 名	〇〇 〇〇
電話番号	055-237-1161

No.	添付書類	新規	更新	添付の有無	添付省略の理由

## 取り扱う産業廃棄物一覧

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（計 種類）	積替え又は保管の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	有・ <input type="radio"/> 無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃酸（pH 2. 0 以下のもの）	有・ <input type="radio"/> 無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃アルカリ（pH 1 2. 5 以上のもの）	有・ <input type="radio"/> 無
<input type="checkbox"/> 感染性産業廃棄物	有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 特定有害産業廃棄物 （含有する有害物質名等を下記の余白欄に具体的に記入、又は別添一覧表に記入の上、添付すること）	
<input type="checkbox"/> 廃PCB等	有・無
<input type="checkbox"/> PCB汚染物	有・無
<input type="checkbox"/> PCB処理物	有・無
<input type="checkbox"/> 廃石綿等	有・無
<input type="checkbox"/> 廃水銀等	有・無
<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥	有・無
<input type="checkbox"/> 鉍さい	有・無
<input type="checkbox"/> ばいじん	有・無
<input type="checkbox"/> 燃え殻	有・無
<input type="checkbox"/> 汚泥	有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃油	<input type="radio"/> 有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃酸	<input type="radio"/> 有・無
<input checked="" type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="radio"/> 有・無
<input type="checkbox"/> （廃水銀等から廃アルカリまでの）特定有害産業廃棄物の処理物で、各廃棄物に該当する有害物質が物質ごとに基準不適合のもの	有・無

- ・「取り扱う特別管理産業廃棄物の種類」については、該当する種類の□の中にチェックマーク(レ)を付すこと。
- ・「積替え又は保管の有無」については、該当する項目に○を付すこと。

## 『特定有害産業廃棄物の種類』

(別添一覧表)

※取り扱う廃棄物に○印を付してください。

廃棄物の種類 含有する有害物質名	鉍 さ い	ば い じ ん	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物			—		—		
水銀又はその化合物			—		—		
カドミウム又はその化合物					—		
鉛又はその化合物					—		
有機燐化合物	—	—	—		—		
六価クロム化合物					—		
砒素又はその化合物					—		
シアン化合物	—	—	—		—		
P C B	—	—	—		—		
トリクロロエチレン	—	—	—		○		
テトラクロロエチレン	—	—	—			○	○
ジクロロメタン	—	—	—				
四塩化炭素	—	—	—				
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—				
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—				
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—				
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—				
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—				
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—				
チウラム	—	—	—		—		
シマジン	—	—	—		—		
チオベンカルブ	—	—	—		—		
ベンゼン	—	—	—				
セレン又はその化合物					—		
1, 4-ジオキサン	—		—				
ダイオキシン類	—				—		

※ 「—」線が入った廃棄物は取り扱うことができないものを示す。